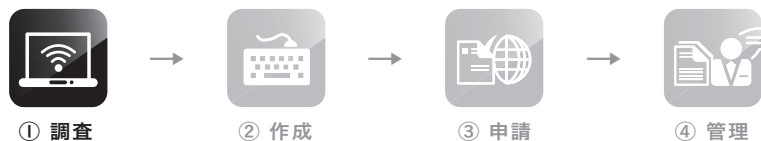


権 司法書士システム“権”



司法書士様向け業務処理ソフト

調査

各種調査事項、案件情報、会計情報などをまとめて管理

- 登記情報の読み取り反映で入力ミス0へ
- 連件での管理はあたりまえ、実務に即した案件カルテ
- 請求データも案件カルテでまとめて管理
- 問い合わせや過去の案件も様々な項目から迅速検索!
- 案件一覧はあなたの業務にあわせて自由に設定

※ 登記情報読取機能は、(財)民事法務協会の運営する「登記情報提供サービス」を利用するための環境が整っていること、個人または法人の利用者登録がされていることを前提として動作します。必ず「登記情報提供サービス」単独で正常に動作することをご確認の上、本機能をご利用ください。

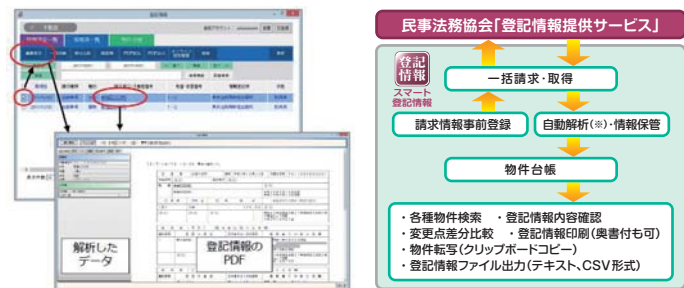
※ 「登記情報提供サービス」の詳細・利用者登録・利用方法等については、「登記情報提供サービス」HP (<http://www1.touki.or.jp>)にてご確認ください。

※ 「登記情報提供サービス」は有料サービスとなります。「権」の登記情報読取機能を利用された場合も、閲覧された物件、地図等に応じて(財)民事法務協会への料金支払いが発生します。



登記情報読取、データ活用

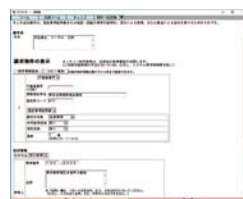
- ①表題部の画像情報をデータ解析し文字情報として台帳に登録。
- ②甲区では最新の所有者情報や持分情報をデータ解析。
- ③乙区では現在有効な情報をデータ解析。
- ④予約登録をして一度に登記情報取得。
- ⑤前回取得時から変更になった部分を視覚的にチェック。
- ⑥物件台帳から利用目的に応じ様々な形式で登記情報を出力。
- ⑦別ウィンドウで表示され他業務とマルチタスクで作業可能。



保管した登記情報は履歴として保存されます。新しく閲覧した際には古い情報と比較して違いがある部分を色付けし、視覚的にわかりやすく表示することができます。また、不動産登記で地図画像を閲覧した場合、同じデータベース内に管理できます。※ 新旧比較対照機能は、登記情報(全部事項)のみとなります。

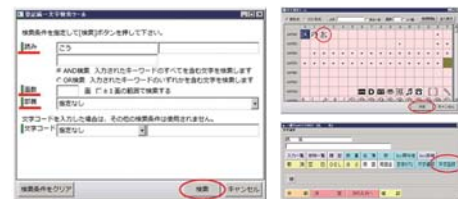
単独乙号オンライン請求

登記事項証明書交付請求等の単独乙号のオンライン請求もシステム内より簡単に行うことができます。



登記統一文字の検索・利用

外字の作成・登録は文字の検索からPC内への登録、登記統一文字とのマッピングまで、専用のツールで一連の流れとして行うことができます。



司法書士システム“権”は、実務の流れに合わせて「迅速・正確・快適」に司法書士業務をサポートします。

お問い合わせ
デモンストレーションの
お申し付けはこちらから

089-957-0494
HP: <http://www.legal.co.jp/>
または 権 リーガル 検索

全国の地区担当者が対応いたします!

案件カルテ内で必要情報を一元管理

案件カルテでは、事件で作成した書類以外に登記情報読取機能で取得した物件・関与者の各データや、本人確認等記録、見積書・請求書等に関連付けて一元管理できます。



<案件カルテ 管理項目>

- 案件カルテ番号 ●案件タイトル ●受付日 ●受託番号 ●受託日 ●終結日 ●依頼者(電話、FAX)、担当者 ●代理人 ●担当職員 ●担当部門 ●担当事務所 ●案件区分 ●紹介者 ●申請方法 ●管轄法務局 ●依頼内容 ●メモ ●決済情報 ●進捗管理 ●物件 ●関与者 ●免許税、報酬額 ●必要書類 ●引渡書類 ●相続台帳 ●申請事件 ●請求書 ●見積書 ●スケジュール ●連絡書類 ●レターバック 他

31項目以上!



案件カルテ内に複数事件を登録できるので、連件または関連事件単位でまとめて管理できます。

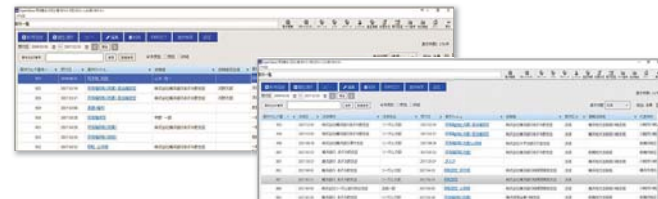
会社法人カルテ

商業・法人登記では会社法人カルテで会社情報を一括管理できます。登録されている会社法人情報の確認や、関連ファイルの管理を行うことができます。また事業年度ごとの登記履歴も表示可能です。



案件一覧を見やすくカスタマイズ

案件の一覧画面は一覧に表示する内容をお好みの項目で細かく設定することができます。またいくつものパターンを登録できますので、たとえば決済進捗の一覧を登録して翌日の決済案件を確認したり、相続案件の一覧を登録して戸籍の収集状況を確認したりすることもできます。



迅速な検索機能

過去に作成した案件や事件、請求書は、各一覧画面の検索欄より見出しや依頼者名等の情報から迅速に検索を行うことができます。また案件一覧には便利なフィルタ機能も搭載され、関与者や物件名等より詳細な検索も可能です。



戸籍収集状況とさかのぼりチェック

相続人が多い場合でも収集状況を管理できますので、未収集の人があと何人いて誰の分が残っているのかがすぐわかります。また改製原戸籍の記録は編製日をもとに年齢が算出され、どこまでさかのぼって収集できたかを%で確認することもできます。

